

社会福祉法人ほほえみ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほほえみ福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等 (常勤役員)	10,000 円	3,000 円
理事会出席報酬等 (非常勤役員)	30,000 円	3,000 円

2 評議員及び監事が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	30,000 円	3,000 円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月24日より適用する。